

## 学校経営の基本方針

いつの時代も、教職員自身が教育者としての責任を自覚し、子どもへの愛情や慈しむ心を根幹として、確固たる指導力、情報を収集し活用する能力、柔軟な思考力、発想力、想像力といった専門職としての力量を持つことにより、子どもに生きる力を育むことができる。そして、教職員は常に自己研鑽に励み、他者の評価を謙虚に受け入れつつ、自らをも厳しく見つめ、互いに学び合い互いに高め合うという姿勢で取組を進めていく必要がある。

～平成27年度「学校教育の重点」より抜粋～

### 「確かな学力」の保障

#### 1. 普通授業の充実

- ◇すべての児童が「わかる喜びと学ぶ楽しさ」を実感できる、一人一人の個に応じた授業を目指し、効果的な指導方法や指導体制の工夫・改善を図る。
- ◇各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての児童に学習基盤の確立を図る。
- ◇授業において、「学習課題」を提示し、その実現のために発達段階に応じた言語活動を経て、学習課題に応じた「まとめ」と「振り返り」を行うことを徹底する。
- ◇体験的活動や作業的活動等、多様な学習活動を取り入れ、主体的、協同的に問題を解決する学習を重視する。

#### 2. 読書活動の充実

- ◇学校図書館を意図的・計画的に積極的に活用する。
- ◇「読みたい時にすぐに手の届く場所に本がある」等、読書環境の充実を図る。

#### 3. 言語活動の充実

- ◇朝の会や帰りの会での日直による1分間スピーチ等、各学級内での言語活動の充実を図る。
- ◇学年集会、全校集会等、「伝え合い」を意識した取組の充実を図る。

#### 4. 家庭学習の充実

- ◇家庭と連携して、家庭学習の充実（15～20分×学年＝家庭学習の時間）を図る。
- ◇各学年毎の「鏡山版・家庭学習のすすめ」を作成し、懇談会等を通じて保護者への働きかけを行う。

※教員自らが授業力向上に向けて研鑽に励む。

※学習するための約束やルールを一人一人の児童が確実に身につけ、すべての児童が安心して学習に臨めるよう、学習規律の徹底を図る。

### 「豊かな心」の育成

- ◇共によりよく生きるために、お互いの生き方や価値観の違いを認め合い、そのよさを伸ばしつつ、共通して守るべきものはしっかりと身に付けていく、「しなやかな道徳教育」の実践を推進する。
  - ◇同和問題指導や人権学習をはじめとするあらゆる教育活動を通して、人権問題解決に向けた実践的態度の基礎を培う。
  - ◇宿泊学習をはじめとする豊かな体験活動等を通して、伝統と文化を尊重する心、共に生きるために大切な公共心や公德心、生命を尊重する心、感謝する心を育成する。
  - ◇すべての学校教育活動を通して、自分を愛し、他の児童を愛する児童を育成する。
  - ◇温かい家族のふれあいを通して、児童の心を豊かに育む。
- ※教職員一人一人が同和問題をはじめとするすべての人権問題の理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに児童一人一人をかけがえのない存在として尊重する。

### 「健やかな体」の育成

- ◇体育学習及び運動部活動の充実を図り、運動能力及び体力の向上に向けた取組を推進する。
  - ◇食事、運動、休養・睡眠の調和のとれた望ましい生活習慣を確立する。
  - ◇喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の取組の充実を図る。
  - ◇学校給食を「生きた教材」とした食に関する指導を推進し、望ましい食習慣を養う。
  - ◇安心・安全な食品を選択する力や食に関わる人々・食材への感謝の心を育成する。
- ※家庭との連携を通して、基本的生活習慣の確立を図る。

すべての教育活動の根幹となる家庭・地域との連携の重視